

平成 3 0 年 4 月

## 貯金規定の一部改正について

貯金規定における「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」、「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」について、払戻しにかかる留意事項を追記し、一部改正いたしますのでお知らせします。

### 【対象となる貯金規定】

- ・「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」
- ・「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」

### 【改正内容】

「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」、「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」ともに以下の内容が追加されます。

#### 4（領収書等の提出）

- (3) 領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。

一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。  
改正内容等詳細につきましては窓口にお問合せください。

以 上